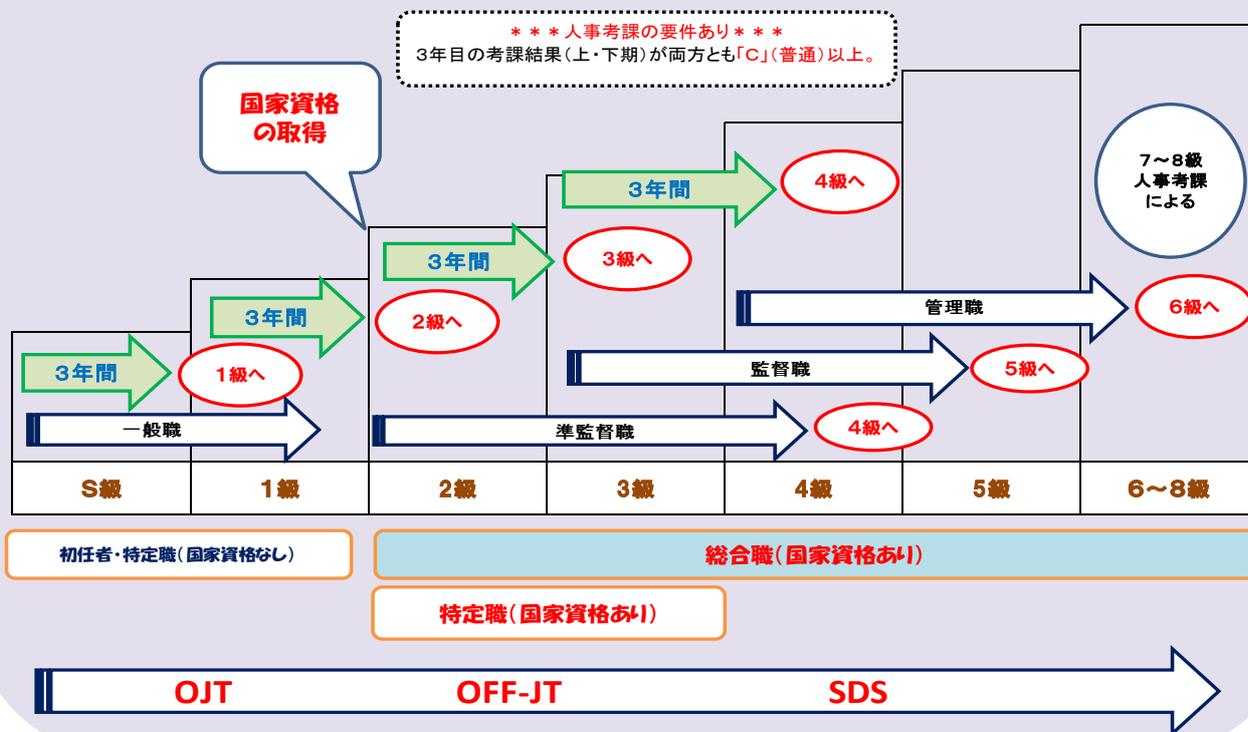


\*\*\*\*\*

# 「キャリアパス制度」のご案内

\*\*\*\*\*

## 県民厚生会きらら「キャリアパス制度」概念図



令和4年4月1日  
社会福祉法人県民厚生会

# 【1】めざすこと（機能・目的）\*\*\*\*\*

- 法人が職員に期待する能力レベルは、「**総合職4級**」であることを明示します。
- 「**総合職4級**」までの能力階段（ステップ）を明示します。
- 処遇（職能給）がどのように上がっていくのかを「見える化」します。
- 以上により、きららで働き、キャリアアップを図るメリットを明示します。
- 役職職員の経験（熟練）年数を昇給に反映します。

# 【2】制度の新設・改善（その1）\*\*\*\*\*

(1) 能力レベルの階段（いわゆるキャリアパス）と賃金処遇「＝職能給表」をマッチングする。

## 県民厚生会きらら『等級別能力要件書』

キャリア 等級	職員の区分			能力要件(求められるレベル)			対応職位	職能給 (円)	
				知識	技術(習熟)	狭義の能力			
						判断			管理・指導(育成含む)
7 8	管理	総合職(有資格)	・経営管理に関する高度の専門的知識を有する。	・経営政策に策定に参画し、それを具体的な管理施策に展開して実行させる総合的な管理能力を有する。	・法人の方針設定に参画し、法人全体の視野に立って担当業務の方針を具体化し、内外の諸情勢を広く分析評価して業務を推進する洞察的判断能力を要する。	・施設を掌握し、これを管理統率する役割を担うとともに、法人経営を補佐する役割を担うことができる。 ・内外関係者より、その管理・指導力について広く信頼を得ている。	管理 監督職	180,000 ～ 393,800	
			・社会・経済・福祉等について、広範な知識を有する。 ・経営管理に関する専門的知識を有する。	・経営政策に基づく管理施策の具体化に参画し、それを実行する総合的な管理能力を有する。	・法人・施設の方針に則り、担当業務全般を良く理解し、施設内外の諸情勢を把握して業務を推進しうるような高度な判断力を要する。	・施設を掌握し、これを管理統率する役割、またはこれに準ずる役割を担うことができる。 ・管理統率する施設職員より、その管理・指導力について信頼を得ている。		159,000 ～ 292,400	
			・業界動向・担当分野について、専門的知識を有する。	・施設の政策・方針及び実態を的確に理解・把握し、事業所の方針計画を立案・指示し、かつ、必要な対策を上申できる。	・施設の政策・方針について概要を指示されるが、事業所の管理・監督を補助するため、自らの業務については、よりの確に判断しうる能力を要する。	・事業所を掌握し、直接的・間接的に指導・管理監督する役割を担うことができる。 ・管理・監督する部門の職員より、その管理・監督・指導力について信頼を得ている。		施設長 事務長	132,780 ～ 237,180
4 3 2	指導・監督	総合職(有資格) 特定職(有資格)	・経営管理に関する基礎知識を有する。	・施設の政策・方針及び実態を理解・把握し、担当内の業務について、計画・立案・応用・指示できる。	・施設の政策・方針について概要を指示されるが、事業所の管理・監督を補助するため、自らの業務については、よりの確に判断しうる能力を要する。	・事業所内での指導・管理を補佐し、担当内で指導・管理的役割を担うことができる。 ・監督する部門の職員より、その監督・指導力について信頼を得ている。	管理 監督職 管理者	103,020 ～ 184,220	
			・担当職務・担当内職務について、専門的知識を有する。	・複雑・困難な担当職務について、自らの判断で処理できる。	・施設の政策・方針について概要を指示されるが、事業所の管理・監督を補助するため、自らの業務については、よりの確に判断しうる能力を要する。	・事業所内での指導・管理を補佐し、担当内で指導・管理的役割を担うことができる。 ・監督する部門の職員より、その監督・指導力について信頼を得ている。			看護長 副施設長 介護長
			・部門全般について、主な業務知識を有する。	・担当内の業務に関わる方針について理解・判断し、担当業務を計画・立案・応用できる。 ・下級者に対して、指示ができる。	・上司より担当職務についての概略的方針の指示を受けるが、一定範囲の業務について、相当な理解と判断しうる能力を要する。	・担当内で指導・監督の役割を担うことができる。 ・担当内の職員より、その監督・指導力について信頼を得ている。			主任 副主任 フロア長
1 S	一般	特定職(無資格) 初任者	・担当職務について、実務知識・専門知識を有する。 ・関連職務について、一般的知識を有する。	・多少の指示・助言を受けながら、担当職務についての手順・手続きの設定ができる。 ・下級者に対して、指導ができる。	・上司より担当職務についての概略的方針の指示を受けるが、限られた範囲の業務について、相当な理解と判断しうる能力を要する。	・上司より一般的な指示を示されるが独自に業務を遂行でき、かつ、下級者に対して指導・援助ができる。 ・担当内の職員より、その指導・援助について信頼を得ている。	一般	63,600 ～ 104,200	
			・担当職務について、一般的な実務知識を有する。	・担当職務について、ある程度の判断により、職務を計画的に処理できる。	・上司より指示された概略の手順・方法について、業務上誤りなく理解し、判断しうる能力を要する。	・下級者に初歩的なことを教えることはあるが、概ね、上級者の指導・監督を受ける立場にある。 ・担当内の職員より、協力・協調力について信頼を得ている。		59,100 ～ 88,100	

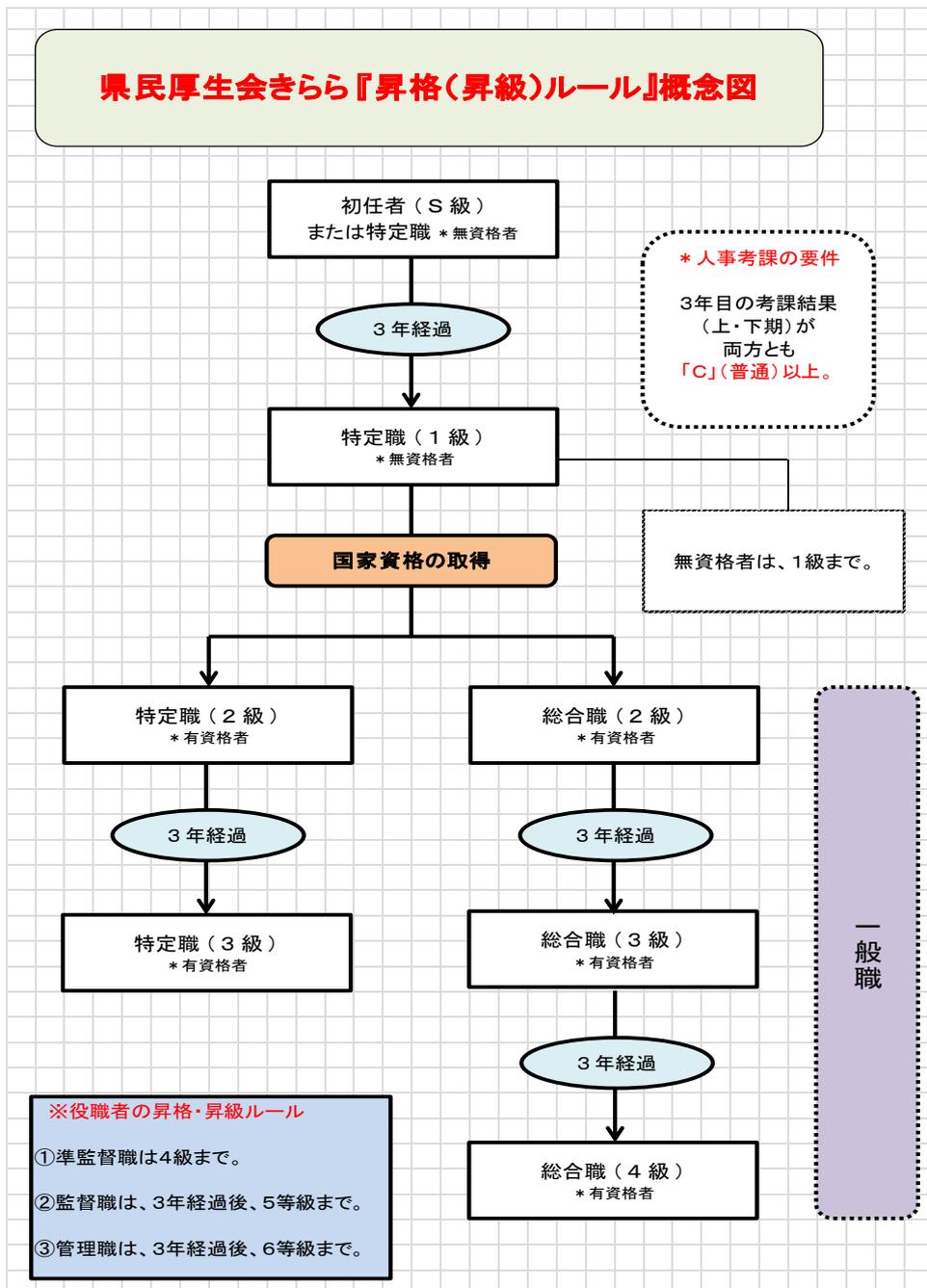
(2) 階段をどのように上がっていくのかを次の通りルール化 (明示) します。

<ルール①> 「人事考課」による昇級 (昇給)。 ※現行のルール。

<ルール②> 「経験」に応じた昇級 (昇給)。 ※新しいルール。

### <ルール②>の内容

- 人事考課が「C (普通)」であることを条件に、「3年間の経験年数」で上位等級に昇格・昇級していくルールとします。



※「3年経験昇級」の上限

区分・職位	公的資格の有無	3年昇級上限
① 特定職	無	1級
	有	3級
② 総合職	有	4級
③ 監督職		5級
④ 管理職		6級

※7・8等級へは、「3年経験昇級ルール」対象外。人事考課結果のみ。

### 【3】制度の新設・改善（その2）\*\*\*\*\*

- (1) 役務手当を見直します。
- (2) 役職者の職務経験年数を「役務手当」の昇給に反映させます。

#### 役務手当（別表2）

※職員給与規程（役務手当）  
第15条 役務手当は、就業規則第5条に定める職員に対して支給する。役務手当の月額は、別表2に掲げる額とする。

##### <現行>

号俸	金額	管理職	金額	監督職	金額	準監督職
20	150,000	管理職	金額	監督職	金額	準監督職
19	140,000					
18	130,000					
17	120,000					
16	110,000					
15	100,000					
14	90,000					
13	80,000					
12	70,000					
11	60,000					
10	50,000	新任時	50,000	金額	20,000	新任時
9	45,000	金額	40,000	金額	35,000	金額
8	40,000	金額	30,000	金額	25,000	金額
7	35,000	金額	30,000	金額	20,000	金額
6	30,000	金額	25,000	金額	15,000	金額
5	25,000	金額	20,000	金額	10,000	金額
4	20,000	金額	15,000	金額	5,000	金額
3	15,000	金額	10,000	金額	5,000	金額
2	10,000	金額	5,000	金額	5,000	金額
1	5,000	金額	5,000	金額	5,000	金額

昇給ルールはない。

##### <改定案>

号俸	金額	管理職	金額	監督職	金額	準監督職
20	150,000	11年目	金額	監督職	金額	準監督職
19	142,000	10年目				
18	134,000	9年目				
17	126,000	8年目				
16	118,000	7年目				
15	110,000	6年目				
14	102,000	5年目				
13	94,000	4年目				
12	86,000	3年目				
11	78,000	2年目				
10	70,000	新任時	56,000	7年目	32,000	10年目
9	62,000	6年目	50,000	6年目	29,000	9年目
8	54,000	5年目	44,000	5年目	26,000	8年目
7	46,000	4年目	38,000	4年目	23,000	7年目
6	38,000	3年目	32,000	3年目	20,000	6年目
5	30,000	2年目	26,000	2年目	17,000	5年目
4	22,000	1年目	20,000	1年目	14,000	4年目
3	14,000	新任時	14,000	3年目	11,000	3年目
2	6,000	新任時	8,000	2年目	8,000	2年目
1	5,000	新任時	5,000	1年目	5,000	1年目

毎年昇給する。

※職員就業規則  
(職員の職制及び管理職・監督職・準監督職)  
第5条 施設の管理職は、施設長及び事務長とする。  
2 施設の監督職は各事業所の長及び副施設長とする。  
3 施設の準監督職は各事業所の主任並びに副主任及びユニット長とする。

※運用ルール  
①各職制に就任時は、原則として、「新任時」の金額とする。  
②昇進の場合は、現行の直近上位の号俸(金額)とする。  
③毎年、人事考課結果が上期・下期とも「C」の場合は、1号俸ずつ昇級する。  
④昇給の上限は、11年目に該当する金額とする。  
⑤降職時の号俸(金額)は、現行の直近下位の号俸(金額)とする。  
⑥職制の解除(役職がなくなる)場合は、役務手当は付与されない。

## 【4】その他の変更案\*\*\*\*\*

### (1) 職能給表

- ① 各等級の「昇給ピッチ」を修正します（3～8級を増額）。
- ② 現在「99号」まである号俸を「59号」までとし、昇格（昇級）できない場合（D評価）は、昇給を停止します。

⇒ 職能給表（別表1—3）

### (2) 初任給表

制度全体の整合を図るため、「採用時の等級（初任給）」を変更します。

⇒ 初任給表（別表3）

### (3) 正職員区分別要件の運用徹底

他の事業所への人事異動に応じられない者は、「正職員Ⅱ（特定職）」となる事項の運用を厳格化します。

⇒ 正職員の区分別要件

## 【5】実施\*\*\*\*\*

令和3年4月1日実施。

※最初の運用は、令和4年4月1日とします。

以上

職能給表(別表1-3)

※変更前⇒

	500	700	900	1,080	1,240	1,380	1,500	1,600	1,700
		200	200	200	300	400	500	500	500
ピッチ	500	700	900	1,100	1,400	1,800	2,300	2,800	3,300
	S級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号	59,100	63,600	69,900	82,500	103,020	132,780	159,000	180,000	202,400
2号	59,600	64,300	70,800	83,600	104,420	134,580	161,300	182,800	205,700
3号	60,100	65,000	71,700	84,700	105,820	136,380	163,600	185,600	209,000
4号	60,600	65,700	72,600	85,800	107,220	138,180	165,900	188,400	212,300
5号	61,100	66,400	73,500	86,900	108,620	139,980	168,200	191,200	215,600
6号	61,600	67,100	74,400	88,000	110,020	141,780	170,500	194,000	218,900
7号	62,100	67,800	75,300	89,100	111,420	143,580	172,800	196,800	222,200
8号	62,600	68,500	76,200	90,200	112,820	145,380	175,100	199,600	225,500
9号	63,100	69,200	77,100	91,300	114,220	147,180	177,400	202,400	228,800
10号	63,600	69,900	78,000	92,400	115,620	148,980	179,700	205,200	232,100
11号	64,100	70,600	78,900	93,500	117,020	150,780	182,000	208,000	235,400
12号	64,600	71,300	79,800	94,600	118,420	152,580	184,300	210,800	238,700
13号	65,100	72,000	80,700	95,700	119,820	154,380	186,600	213,600	242,000
14号	65,600	72,700	81,600	96,800	121,220	156,180	188,900	216,400	245,300
15号	66,100	73,400	82,500	97,900	122,620	157,980	191,200	219,200	248,600
16号	66,600	74,100	83,400	99,000	124,020	159,780	193,500	222,000	251,900
17号	67,100	74,800	84,300	100,100	125,420	161,580	195,800	224,800	255,200
18号	67,600	75,500	85,200	101,200	126,820	163,380	198,100	227,600	258,500
19号	68,100	76,200	86,100	102,300	128,220	165,180	200,400	230,400	261,800
20号	68,600	76,900	87,000	103,400	129,620	166,980	202,700	233,200	265,100
21号	69,100	77,600	87,900	104,500	131,020	168,780	205,000	236,000	268,400
22号	69,600	78,300	88,800	105,600	132,420	170,580	207,300	238,800	271,700
23号	70,100	79,000	89,700	106,700	133,820	172,380	209,600	241,600	275,000
24号	70,600	79,700	90,600	107,800	135,220	174,180	211,900	244,400	278,300
25号	71,100	80,400	91,500	108,900	136,620	175,980	214,200	247,200	281,600
26号	71,600	81,100	92,400	110,000	138,020	177,780	216,500	250,000	284,900
27号	72,100	81,800	93,300	111,100	139,420	179,580	218,800	252,800	288,200
28号	72,600	82,500	94,200	112,200	140,820	181,380	221,100	255,600	291,500
29号	73,100	83,200	95,100	113,300	142,220	183,180	223,400	258,400	294,800
30号	73,600	83,900	96,000	114,400	143,620	184,980	225,700	261,200	298,100
31号	74,100	84,600	96,900	115,500	145,020	186,780	228,000	264,000	301,400
32号	74,600	85,300	97,800	116,600	146,420	188,580	230,300	266,800	304,700
33号	75,100	86,000	98,700	117,700	147,820	190,380	232,600	269,600	308,000
34号	75,600	86,700	99,600	118,800	149,220	192,180	234,900	272,400	311,300
35号	76,100	87,400	100,500	119,900	150,620	193,980	237,200	275,200	314,600
36号	76,600	88,100	101,400	121,000	152,020	195,780	239,500	278,000	317,900
37号	77,100	88,800	102,300	122,100	153,420	197,580	241,800	280,800	321,200
38号	77,600	89,500	103,200	123,200	154,820	199,380	244,100	283,600	324,500
39号	78,100	90,200	104,100	124,300	156,220	201,180	246,400	286,400	327,800
40号	78,600	90,900	105,000	125,400	157,620	202,980	248,700	289,200	331,100
41号	79,100	91,600	105,900	126,500	159,020	204,780	251,000	292,000	334,400
42号	79,600	92,300	106,800	127,600	160,420	206,580	253,300	294,800	337,700
43号	80,100	93,000	107,700	128,700	161,820	208,380	255,600	297,600	341,000
44号	80,600	93,700	108,600	129,800	163,220	210,180	257,900	300,400	344,300
45号	81,100	94,400	109,500	130,900	164,620	211,980	260,200	303,200	347,600
46号	81,600	95,100	110,400	132,000	166,020	213,780	262,500	306,000	350,900
47号	82,100	95,800	111,300	133,100	167,420	215,580	264,800	308,800	354,200
48号	82,600	96,500	112,200	134,200	168,820	217,380	267,100	311,600	357,500
49号	83,100	97,200	113,100	135,300	170,220	219,180	269,400	314,400	360,800
50号	83,600	97,900	114,000	136,400	171,620	220,980	271,700	317,200	364,100
51号	84,100	98,600	114,900	137,500	173,020	222,780	274,000	320,000	367,400
52号	84,600	99,300	115,800	138,600	174,420	224,580	276,300	322,800	370,700
53号	85,100	100,000	116,700	139,700	175,820	226,380	278,600	325,600	374,000
54号	85,600	100,700	117,600	140,800	177,220	228,180	280,900	328,400	377,300
55号	86,100	101,400	118,500	141,900	178,620	229,980	283,200	331,200	380,600
56号	86,600	102,100	119,400	143,000	180,020	231,780	285,500	334,000	383,900
57号	87,100	102,800	120,300	144,100	181,420	233,580	287,800	336,800	387,200
58号	87,600	103,500	121,200	145,200	182,820	235,380	290,100	339,600	390,500
59号	88,100	104,200	122,100	146,300	184,220	237,180	292,400	342,400	393,800
※平均額	73,600	82,502	92,852	108,865	134,501	170,528	204,866	233,497	262,506
(下位等級差)		8,902	10,351	16,012	25,637	36,027	34,338	28,631	29,009

※60号以降は適用せず。

ピッチ	500	700	900	1080	1240	1380	1500	1600	1700
	S級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
60号	88,600	104,900	123,000	147,400	185,620	238,980	294,700	345,200	397,100
61号	89,100	105,600	123,900	148,500	187,020	240,780	297,000	348,000	400,400
62号	89,600	106,300	124,800	149,600	188,420	242,580	299,300	350,800	403,700
63号	90,100	107,000	125,700	150,700	189,820	244,380	301,600	353,600	407,000
64号	90,600	107,700	126,600	151,800	191,220	246,180	303,900	356,400	410,300
65号	91,100	108,400	127,500	152,900	192,620	247,980	306,200	359,200	413,600
66号	91,600	109,100	128,400	154,000	194,020	249,780	308,500	362,000	416,900
67号	92,100	109,800	129,300	155,100	195,420	251,580	310,800	364,800	420,200
68号	92,600	110,500	130,200	156,200	196,820	253,380	313,100	367,600	423,500
69号	93,100	111,200	131,100	157,300	198,220	255,180	315,400	370,400	426,800
70号	93,600	111,900	132,000	158,400	199,620	256,980	317,700	373,200	430,100
71号	94,100	112,600	132,900	159,500	201,020	258,780	320,000	376,000	433,400
72号	94,600	113,300	133,800	160,600	202,420	260,580	322,300	378,800	436,700
73号	95,100	114,000	134,700	161,700	203,820	262,380	324,600	381,600	440,000
74号	95,600	114,700	135,600	162,800	205,220	264,180	326,900	384,400	443,300
75号	96,100	115,400	136,500	163,900	206,620	265,980	329,200	387,200	446,600
76号	96,600	116,100	137,400	165,000	208,020	267,780	331,500	390,000	449,900
77号	97,100	116,800	138,300	166,100	209,420	269,580	333,800	392,800	453,200
78号	97,600	117,500	139,200	167,200	210,820	271,380	336,100	395,600	456,500
79号	98,100	118,200	140,100	168,300	212,220	273,180	338,400	398,400	459,800
80号	98,600	118,900	141,000	169,400	213,620	274,980	340,700	401,200	463,100
81号	99,100	119,600	141,900	170,500	215,020	276,780	343,000	404,000	466,400
82号	99,600	120,300	142,800	171,600	216,420	278,580	345,300	406,800	469,700
83号	100,100	121,000	143,700	172,700	217,820	280,380	347,600	409,600	473,000
84号	100,600	121,700	144,600	173,800	219,220	282,180	349,900	412,400	476,300
85号	101,100	122,400	145,500	174,900	220,620	283,980	352,200	415,200	479,600
86号	101,600	123,100	146,400	176,000	222,020	285,780	354,500	418,000	482,900
87号	102,100	123,800	147,300	177,100	223,420	287,580	356,800	420,800	486,200
88号	102,600	124,500	148,200	178,200	224,820	289,380	359,100	423,600	489,500
89号	103,100	125,200	149,100	179,300	226,220	291,180	361,400	426,400	492,800
90号	103,600	125,900	150,000	180,400	227,620	292,980	363,700	429,200	496,100
91号	104,100	126,600	150,900	181,500	229,020	294,780	366,000	432,000	499,400
92号	104,600	127,300	151,800	182,600	230,420	296,580	368,300	434,800	502,700
93号	105,100	128,000	152,700	183,700	231,820	298,380	370,600	437,600	506,000
94号	105,600	128,700	153,600	184,800	233,220	300,180	372,900	440,400	509,300
95号	106,100	129,400	154,500	185,900	234,620	301,980	375,200	443,200	512,600
96号	106,600	130,100	155,400	187,000					

# 初任給表(別表3)

※職員給与規程(初任給)

第9条 職員の本俸の初任給は、年齢、職務内容、能力等を勘案して別表3をもとに各人ごとに決定する。

	学歴・資格等	年齢給	職務給	職能給	金額
				等級号俸	
総合職	正看護師	年齢給表による	職務給表による	2級14号(経験加算有)	81,600
	准看護師			1級18号(経験加算有)	75,500
	4大卒(福祉大・有資格)			2級14号(経験加算有)	81,600
	短大・専門学校(有資格)			1級11号(経験加算有)	70,600
	中途採用(有資格)			1級3号(経験加算有)	65,000
特定職	中途採用(有資格)			S級1号(経験加算有)	59,100
	中途採用(無資格)			S級1号(経験加算有)	59,100
初任者	(無資格)			S級1号	59,100

## <改定案>

→	3級1号(経験加算有)	82,500	900
→	2級8号(経験加算有)	76,200	700
→	2級7号(経験加算有)	75,300	4,700
→	2級1号(経験加算有)	69,900	4,900
→	1級1号(経験加算有)	63,600	4,500

1. 経験加算は1年につき、1号俸(12ヶ月未満は切り捨て)。
2. 事業運営上特に必要とする人事について、理事長が特に認めた場合上記金額に特別加算できる。
3. 短大・専門学校は福祉系でなくても可。
4. パートから総合職への登用は新規採用とみなす。なおパート年数は経験加算に含めない。
5. 特定職から総合職への変更は新規採用とみなす。ただし、減額となる場合は、直近上位の金額とする。なお経験加算は含めない。
6. 経験加算後の号俸が59号を超える場合は、直近上位の等級・号俸を適用する。

※職位に関する職能給等級

職位	等級
管理監督職	4～8級
監督職	3～5級
準監督職	2～4級
一般職	S～4級

(職員の職制及び管理職・監督職・準監督職)

第5条 施設の管理職は、施設長及び事務長とする。

2 施設の監督職は各事業所の長及び副施設長とする。

3 施設の準監督職は各事業所の主任並びに副主任及びユニット長とする。(別表1)

規30-1 「正職員の区分別要件（別紙）」

令和3年12月1日 改定

正職員Ⅰ（総合職）	資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士 ※原則、公的資格等あり。</li> <li>社会福祉士</li> <li>介護支援専門員</li> <li>正看護師・准看護師・機能訓練士（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師）</li> <li>管理栄養士、栄養士</li> <li>事務職</li> </ul>
	人事異動他要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、他事業所への異動あり。</li> <li>原則、配属事業所の全勤務形態に対応できる。 ※ただし、全勤務形態への対応ができない場合も次の①②の職員は「総合職」とすることができる。</li> <li>①職員就業規則（第5条）に規定された職制に就く職員で、常勤時間の4分の3時間以上勤務できる短時間勤務職員。</li> <li>②一般職で月2回以上の夜間勤務に対応できる職員。</li> <li>業務命令により、法人内他施設・他事業所への人事異動に感じられる（ただし、他施設への異動は希望の他、同意を得るものとする）。</li> <li>現行、役職者及びリーダー、主任、管理者等への昇格対象職員である。</li> </ul>
	人事考課要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事考課「C」以上である。</li> <li>きららの理念を理解している（施設方針を理解し、協力できる）。</li> <li>事業運営に対し、自分も組織の一員であることを理解している。</li> <li>リーダーシップが取れて指導者となる事を目標とする。</li> </ul>
	処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>本俸：年齢給・職務給・職能給 賞与：対象給与項目は本俸・役務手当・調整給とし、基準支給月数は変動制とする。</li> <li>退職金：退職金規程に定める支給対象者。</li> <li>定年制：65歳とし、原則として70歳までの再雇用（嘱託）を行う。</li> </ul>
	資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家資格の有無は問わないが、資格取得を目指すこと。</li> </ul>
正職員Ⅱ（特定職）	人事異動他要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の事業所への人事異動に応じられない者。 ※人事異動を求める場合がある（本人の希望の他、同意を得るものとする）。</li> <li>原則として、配属事業所の全勤務形態に対応できる者。</li> <li>※以下は、一時的に選択できる。</li> <li>正職員Ⅰ（総合職）の職員のうち、夜勤等の一部の勤務形態に対応できない者。</li> <li>正職員Ⅰ（総合職）の職員のうち、育児等の短時間勤務（ただし、育児休業規程・介護休業規程に定める短時間勤務は除く）に従事している者。</li> </ul>
	人事考課要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>きららの理念を理解している（施設方針を理解し、協力できる）。</li> <li>事業運営に対し、自分も組織の一員であることを理解している。</li> </ul>
	処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>本俸：年齢給・職務給・職能給 特定職手当を支給。 賞与：対象給与項目は本俸・役務手当・調整給とし、基準支給月数は総合職の75%。</li> <li>退職金：退職金規程に定める支給対象者。 定年制：65歳とし、原則として70歳までの再雇用（嘱託）を行う。</li> </ul>
	資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>無資格者（ただし、資格取得に前向きである。初任者研修または実務者研修を1年以内に受講すること）</li> <li>新卒者（高校・専門学校）、転職者。</li> <li>原則として2年目から、本人申告及び人事考課により正職員Ⅱ（特定職）へ移行。また公的資格取得後は正職員Ⅰ（総合職）へ移行する。</li> </ul>
正職員Ⅲ（初任者）	人事異動他要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事異動を求める場合がある（本人の希望の他、同意を得るものとする）。</li> </ul>
	人事考課他要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>きららの理念を理解している（施設方針を理解し、協力できる）。</li> </ul>
	処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>本俸：年齢給、職務給（初任者用に設定）、職能給（初任者ランクの号を設定する） 初任者手当を支給。</li> <li>賞与：対象給与項目は本俸とし、基準支給月数は総合職の70%（2年目以降は、総合職または特定職に準ずる）。</li> <li>退職金：退職金規程に定める支給対象者。 定年制：65歳とし、原則として70歳までの再雇用（嘱託）を行う。</li> </ul>
	資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>無資格者（ただし、資格取得に前向きである。初任者研修または実務者研修を1年以内に受講すること）</li> <li>新卒者（高校・専門学校）、転職者。</li> <li>原則として2年目から、本人申告及び人事考課により正職員Ⅲ（初任者）へ移行。また公的資格取得後は正職員Ⅰ（総合職）へ移行する。</li> </ul>

※それぞれの正職員ともに、雇用から3カ月は試用期間とする

※参考資料

モデル給与額(38歳4級総合職)

※実在ではなく「モデル」。

	項目	月額(円)	備考
①	年齢給	41,000	・( 38歳 )。 ※4月1日現在で毎年昇給。
②	職務給	87,000	・総合職・特定職・初任者、国家資格の有・無 ・( 総合職 )( 介護業務 )
③	職能給	103,020	※(キャリアパス16年)⇒(4-1)
①+②+③	本俸計	231,020	
④	役務手当	0	・( )→( 号俸)。
⑤	( )手当	0	
⑥	処遇改善手当	17,000	
⑦	食事手当	6,000	
A	月額合計	254,020	

通勤手当 あり ※片道1.5%以上、最大70%未満(50,300円)

夜勤手当 あり ※深夜時間(1回)4時間以上6,000円、6時間以上9,000円

$$B \quad ※賞与(年間) \quad \frac{①+②+③+④}{231,020} \times 4.0 \text{ ヶ月} = 924,080$$

$$\text{年収} \quad A \times 12 + B = 3,972,320$$

モデル給与額(40歳4級総合職・主任)

※実在ではなく「モデル」。

	項目	月額(円)	備考
①	年齢給	43,000	・( 40歳 )。 ※4月1日現在で毎年昇給。
②	職務給	87,000	・総合職・特定職・初任者、国家資格の有・無 ・( 総合職 )( 介護業務 )
③	職能給	105,820	※(キャリアパス18年)⇒(4-3)
①+②+③	本俸計	235,820	
④	役務手当	11,000	※(準監督職3年目)→(準3号俸)。
⑤	( )手当	0	
⑥	処遇改善手当	17,000	
⑦	食事手当	6,000	
A	月額合計	269,820	

通勤手当 あり ※片道1.5%以上、最大70%未満(50,300円)

夜勤手当 あり ※深夜時間(1回)4時間以上6,000円、6時間以上9,000円

$$B \quad ※賞与(年間) \quad \frac{①+②+③+④}{246,820} \times 4.0 \text{ ヶ月} = 987,280$$

$$\text{年収} \quad A \times 12 + B = 4,225,120$$

モデル給与額(45歳5級総合職・事業所長)

※実在ではなく「モデル」。

	項目	月額(円)	備考
①	年齢給	44,500	・( 45歳 )。 ※4月1日現在で毎年昇給。
②	職務給	87,000	・総合職・特定職・初任者、国家資格の有・無 ・( 総合職 )( 介護業務 )
③	職能給	132,780	※(キャリアパス20年)⇒(5-1)
①+②+③	本俸計	264,280	
④	役務手当	20,000	※(事業所長1年目)→(監督職4号俸)。
⑤	( )手当	0	
⑥	処遇改善手当	17,000	
⑦	食事手当	6,000	
A	月額合計	307,280	

通勤手当 あり ※片道1.5%以上、最大70%未満(50,300円)

夜勤手当 あり ※深夜時間(1回)4時間以上6,000円、6時間以上9,000円

$$B \quad ※賞与(年間) \quad \frac{①+②+③+④}{284,280} \times 4.0 \text{ ヶ月} = 1,137,120$$

$$\text{年収} \quad A \times 12 + B = 4,824,480$$

## 公的資格取得援助制度（SDS）に関する内規

### （目的）

第1条 この内規は、「県民厚生会キャリアアップ制度（人材育成制度）」の一環として制度化する「公的資格取得援助制度（SDS）」の制度内容・実施方法を定め、自己啓発（SD）による公的資格の取得を奨励し、その取得促進を図ることを目的とする。

なお、ここで定める職員とは、社会福祉法人県民厚生会に勤務する全ての職員とする。

### （制度内容）

第2条 援助制度の内容は次の通りとする。

#### （1）研修受講料の補助

ア．初任者研修（旧ヘルパー2級）受講料（入学料を含む）の補助

##### ① 対象者

同研修の受講を終了して研修先の修了証明書を提出した職員。

##### ② 援助金額

i 受講料のうち、30,000円を支給する。

ii ただし、受講料が30,000円に満たない場合は、その金額とする。

iii また、母子（父子）家庭自立支援給付金を受給する場合は、受講料と給付金の差額とし、差額が30,000円に満たない場合は、その金額とする。

イ．実務者研修受講料（入学料を含む）の補助

##### ① 対象者

同研修の受講を終了して研修先の修了証明書を提出した職員。

##### ② 援助金額

i 受講料のうち、50,000円を支給する。

ii ただし、受講料が50,000円に満たない場合は、その金額とする。

iii また、母子（父子）家庭自立支援給付金を受給する場合は、受講料と給付金の差額とし、差額が50,000円に満たない場合は、その金額とする。

#### （2）公的資格取得費用等の援助（合格祝金）

##### ① 対象者

介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員の資格を取得した職員。

##### ② 援助金額は、10,000円とする。

### （申請方法等）

第3条 所定の「公的資格取得援助申請書」を所属長へ提出する。所属長は、申請書類を法人事務へ送付し、援助金支給を申請する。

### （経費支出）

第4条 申請日現在で所属する事業所負担とし、「研修研究費」より支出する。

### （援助金の支給）

第5条 法人事務にて、申請者の給与振込口座へ給与支給日に振り込み支給する。

### （その他）

第6条 この内規に定めのない細部の事項は、理事長が決定する。

### （改廃）

第7条 この内規の改正は、理事長の専決による。

### 附則

平成30年6月1日より施行する。

★職員がめざす目標は、「理念を実践できる職員」

## 「理念」

「きらら」とは、「心の通う憩いの場」  
わたしたちは、輝かしく過ごされたご利用者様の半生に、深い尊敬と共感の心をお伝えしたいと願い、  
そのために、どんな時もきらきら輝く笑顔があふれている施設を目指す、それが私たち県民厚生会「きらら」全職員が共有する使命です。

社会福祉法人 県民厚生会



きらら（富士・藤枝・浜松）法人	氏名	
特養・GH・DS・HC・SS・CP・事務		